

2 デジタル・プラットフォームサービスに関する最近の事例

件名 (公表年月日)	内容
<p>エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan株式会社に対する件 (平成30年10月10日)</p>	<p>エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及び Airbnb Japan (株) (以下総称して「エアビーアンドビー」という。) が、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーの運営する、住宅を活用した宿泊サービス (以下「民泊サービス」という。) の提供及びそれを受けることを仲介するウェブサイト (以下「民泊サービス仲介サイト」という。) に同社の取引先事業者がAPIを利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって、他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、エアビーアンドビーから、上記契約の制限に係る規定を適用する権利を放棄する措置を速やかに講じるとの申出がなされたため、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了することとした。</p>
<p>みんなのペットオンライン株式会社に対する件 (平成30年5月23日)</p>	<p>みんなのペットオンライン (株) が、同社が運営するブリーダー (注) と一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトを利用するブリーダーに対し、同社以外が運営する仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同社から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。 (注) 「ブリーダー」とは、販売を目的として、犬や猫等の繁殖を行う事業者をいう。</p>
<p>アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクからの報告 (平成29年8月15日)</p>	<p>アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jp ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすること等を定めていたことについて、自発的な措置を講じるとの報告を受けた。</p>
<p>アマゾンジャパン合同会社に対する件 (平成29年6月1日)</p>	<p>アマゾンジャパン (同) が、Amazon マーケットプレイスの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件 (注1) 及び品揃えの同等性条件 (注2) を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあったことから、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同社から、自発的な措置を速やかに講じるとの申出があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了することとした。 (注1) 出品者が Amazon マーケットプレイスに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものと比べて有利か又は同等のものとする条件。 (注2) 色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazon マーケットプレイスにも出品する条件。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ（略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ（略）

【不正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

【確約手続に係る通知】

第四十八条の二 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、次に掲げる事項を書面により通知することができる。ただし、第五十条第一項（第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知をした後は、この限りでない。

一 当該行為の概要

二 違反する疑いのある法令の条項

三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

【排除措置計画に係る認定の申請、認定、申請の却下、計画変更に係る認定】

第四十八条の三 前条の規定による通知を受けた者は、疑いの理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置（以下この条から第四十八条の五までにおいて「排除措置」という。）に関する計画（以下この条及び第四十八条の五において「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 排除措置の内容

二 排除措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

③ 公正取引委員会は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。

二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

④～⑨（略）

【排除措置計画に係る認定の効果】

第四十八条の四 第七条第一項及び第二項（第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項（同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第四項、第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一項並びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、公正取引委員会が前条第三項の認定（同条第八項の規定による変更の認定を含む。次条、第六十五条、第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。）をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措置に係る行為については、適用しない。ただし、次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。